

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

杉並区は生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねない事を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

—

評価実施機関名

杉並区長

公表日

令和8年3月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	区は、生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する区民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 生活保護システムは、この目的を果たすため、保護開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実施等に必要な情報を管理・運用しているものである。 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 「世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年6月11日法律第66号)により、医療扶助のオンライン資格確認を導入することが決定した。法改正を受け、オンライン資格確認に向け被保護者の本人確認、医療保険者向け中間サーバー等への被保護者の個人番号・生活保護資格情報及び健診情報の連携を行う。 区は社会保険報酬支払基金(以下、支払基金)に医療保険者向け中間サーバ等における資格履歴の管理、本人確認事務、機関別符号の取得等を委託する。委託を受けた基金は、オンライン資格確認のため、被保護者の資格情報を資格履歴ファイルに格納・管理及び個人番号を除く資格情報をオンライン資格確認システムに提供する。また、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の取得、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得に紐づけ情報の提供を行う。
③システムの名称	生活保護システム、共有基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、医療保険者向け中間サーバ等、特定健診等データ収集システム

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護システムファイル、情報連携ファイル、資格履歴ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表における利用範囲の根拠) :23の項 ・生活保護法第34条 第5項 第6項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	○番号利用法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ○(命令の表における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) ○(命令の表における情報照会)の根拠:第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」及び「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(42、43の項) ○生活保護法第80条の4 第1項・第2項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部杉並福祉事務所
②所属長の役職名	杉並福祉事務所長

6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公関係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号167-0032 東京都杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2F 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者に対し、適切に研修を実施している。また、新任職員に対して育成担当者を設定し、人手を介在させる作業においてミスを防ぐよう教育するとともに、事務内容のダブルチェックを行っている。これらのことから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査

実施の有無	☐ 自己点検	☐ 内部監査	☐ 外部監査
-------	-------------------------------	-------------------------------	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分にしている] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ [十分である] 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報照会ができる端末、職員が必要最低限となるよう、アクセス制限を実施している。また、アクセス権の所持者には、事務取扱担当者との研修において離籍時のログアウト設定を呼びかけており、査察指導員が適宜端末をチェックしている。これらのことから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年7月31日	I 関連情報 1. ③システムの名称	生活保護システム	生活保護システム(小型電子計算組織)、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	事前	
平成27年7月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	生活保護システムファイル	生活保護システムファイル、中間サーバコネクタDBファイル、情報連携ファイル	事前	
平成28年11月30日	I 関連情報 3. 個人番号の利用法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(以下「主務省令」という) ・第15条	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条	事後	
平成28年11月30日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、24、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・主務省令 :第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	・番号利用法第19条第7号及び別表第2 (別表第2における情報提供の根拠) :第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、21、24、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠) :第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 :第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年3月26日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） ：第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、20、21、24、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項） （別表第2における情報照会の根拠） ：第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項（26の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ：第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	・番号利用法第19条第7号及び別表第2（別表第2における情報提供の根拠） ：第3欄（情報提供者）が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄（特定個人情報）に「生活保護関係情報」が含まれる項（9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120の項） （別表第2における情報照会の根拠） ：第1欄（情報照会者）が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄（事務）に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項（26の項） ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ：第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条	事後	自己点検による記載の修正（その他の項目の変更）
平成30年3月26日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8670 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	事後	組織改正
平成30年3月26日	I 関連情報 8. 連絡先	郵便番号167-0051 東京都杉並区荻窪5-15-13 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係	郵便番号167-0032 東京都杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並2F 杉並区保健福祉部杉並福祉事務所管理係	事後	事務所移転

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月20日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号及び別表第2(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、20、24、26、27、28、31、50、53、54、61、62、64、70、87、94、104、106、108、116、120の項) (別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条)	○番号利用法第19条第7号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「命令」とする)における情報提供の根拠):第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条	事後	番号法改正及び自己点検による記載の修正(その他の項目の変更)
平成31年3月20日	I 関連情報 5. ②	所属長	所属長の役職名	事後	様式変更(項目名称変更)
平成31年3月20日	IV リスク対策	—	IV リスク対策	事後	様式変更(IV リスク対策追加)
平成31年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区総務部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	事前	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年12月27日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「命令」とする)における情報提供の根拠):第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条	○番号利用法第19条第7号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「命令」とする)における情報提供の根拠):第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条	事後	番号法改正に伴う点検による記載の修正
令和3年1月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	平成26年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検
令和3年1月1日	II 2. 取扱者数	平成26年12月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	自己点検

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月18日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	○番号利用法第19条第7号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「命令」とする)における情報提供の根拠):第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条	○番号利用法第19条第8号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「命令」とする)における情報提供の根拠):第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条	事後	法令改正及び自己点検による記載の修正
令和4年3月18日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	自己点検
令和4年3月18日	II 2. 取扱者数	令和2年10月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	自己点検
令和5年4月1日	I 関連情報 7. 請求先	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報政策課情報公開係	郵便番号166-8570 東京都杉並区阿佐谷南1-15-1 杉並区政策経営部情報管理課情報公開係	事前	組織改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	区は、生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する区民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 生活保護システムは、この目的を果たすため、保護開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実施等に必要な情報を管理・運用しているものである。 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。	区は、生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、生活に困窮する区民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的として、生活保護事務を行っている。 生活保護システムは、この目的を果たすため、保護開始・廃止の決定、保護費の支給、医療・介護等の現物支給、ケースワークの実施等に必要な情報を管理・運用しているものである。 区は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報を取り扱う。 「世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」(令和3年6月11日法律第66号)により、医療扶助のオンライン資格確認を導入することが決定した。法改正を受け、オンライン資格確認に向け被保護者の本人確認、医療保険者向け中間サーバー等への被保護者の個人番号・生活保護資格情報及び健診情報の連携を行う。 区は社会保険報酬支払基金(以下、支払基金)に医療保険者向け中間サーバー等における資格履歴の管理、本人確認事務、機関別符号の取得等を委託する。委託を受けた基金は、オンライン資格確認のため、被保護者の資格情報を資格履歴ファイルに格納・管理及び個人番号を除く資格情報をオンライン資格確認システムに提供する。また、住民基本台帳ネットワークシステムから本人確認情報の取得、情報提供ネットワークシステムから機関別符号の取得に紐づけ情報の提供を行う。	事前	
令和5年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム	生活保護システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、医療保険者向け中間サーバ等、特定健診等データ収集システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :15の項 行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令 ・第15条	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :15の項 行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第1の主務 省令で定める事務を定める命令 ・第15条 ・生活保護法第34条 第5項 第6項	事後	
令和5年4月1日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	○番号利用法第19条第8号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄 (情報提供者)が「都道府県知事等」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情 報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、2 1、24、26、27、28、30、31、37、38、42、 50、53、54、61、62、64、70、87、90、9 4、104、106、108、116、120の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄 (情報照会者)が「都道府県知事等」の項のう ち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の 決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事 務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(以 下「命令」とする)における情報提供の根拠):第 8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第1 4条、第17条、第19条、第20条、第21条、第 22条、第23条、第24条、第25条、第26条、 第27条、第28条、第32条、第33条、第35 条、第39条、第44条、第47条、第52条、第5 3条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条	○番号利用法第19条第8号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄 (情報提供者)が「都道府県知事等」の項のう ち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情 報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、2 1、24、26、27、28、30、31、37、38、42、 50、53、54、61、62、64、70、87、90、9 4、104、106、108、116、120の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄 (情報照会者)が「都道府県知事等」の項のう ち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の 決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事 務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第2の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(以 下「命令」とする)における情報提供の根拠):第 8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第1 4条、第17条、第19条、第20条、第21条、第 22条、第23条、第24条、第25条、第26条、 第27条、第28条、第32条、第33条、第35 条、第39条、第44条、第47条、第52条、第5 3条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条 ○生活保護法第80条の4 第1項・第2項	事前	
令和5年4月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和3年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和5年4月1日	II 2. 取扱者数	令和3年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事前	
令和6年2月1日	IIしきい値判断 1. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年2月1日	I 関連情報 1. ③システムの名称	生活保護システム、中間サーバコネクタ、中間サーバ・プラットフォーム、医療保険者向け中間サーバ等、特定健診等データ収集システム	生活保護システム、共有基盤システム、中間サーバ・プラットフォーム、医療保険者向け中間サーバ等、特定健診等データ収集システム	事後	
令和6年2月1日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	生活保護システムファイル、中間サーバコネクタDBファイル、情報連携ファイル、資格履歴ファイル	生活保護システムファイル、情報連携ファイル、資格履歴ファイル	事後	
令和6年2月1日	II 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年2月1日 時点	事前	
令和7年2月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号利用法 ・第9条 (別表第1における利用範囲の根拠) :15の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 ・第15条	番号利用法 ・第9条 (別表における利用範囲の根拠) :23の項 ・生活保護法第34条 第5項 第6項	事後	番号法改正
令和7年2月1日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	○番号利用法第19条第8号及び別表第2 ○(別表第2における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項) ○(別表第2における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」が含まれる項(26の項) ○(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(以下「命令」とする)における情報提供の根拠):第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条 ○(命令における情報照会の根拠):第19条 ○生活保護法第80条の4 第1項・第2項	○番号利用法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 ○(命令の表における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、30、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) ○(命令の表における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」及び「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(42、43の項) ○生活保護法第80条の4 第1項・第2項	事後	番号法改正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年2月1日	Ⅱ 1. 対象人数	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事前	
令和7年2月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和6年2月1日 時点	令和7年2月1日 時点	事前	
令和8年2月1日	I 関連情報 4. 情報連携 ②法令上の根拠	○番号利用法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ○(命令の表における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、30、37、40、42、43、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) ○(命令の表における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」及び「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(42、43の項) ○生活保護法第80条の4 第1項・第2項	○番号利用法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ○(命令の表における情報提供の根拠):第3欄(情報提供者)が「都道府県知事等」の項のうち、第4欄(利用特定個人情報)に「生活保護関係情報」が含まれる項(13、14、18、20、28、37、40、42、48、49、53、59、63、69、74、75、76、86、87、89、96、108、125、132、141、144、151、155、158、161、167、168、169、170、171、172の項) ○(命令の表における情報照会の根拠):第1欄(情報照会者)が「都道府県知事等」の項のうち、第2欄(事務)に「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務」及び「生活保護法による就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の支給に関する事務」が含まれる項(42、43の項) ○生活保護法第80条の4 第1項・第2項	事後	番号法改正
令和8年2月1日	Ⅱ 1. 対象人数	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事前	
令和8年2月1日	Ⅱ 2. 取扱者数	令和7年2月1日 時点	令和8年2月1日 時点	事前	